

第11次 南相馬市交通安全計画の概要

計画の趣旨

本市では、交通安全対策基本法に基づき、これまで10次にわたり「南相馬市交通安全計画」を策定し、国、県、関係機関及び団体等の協力を得ながら、各種交通安全施策の実施に取り組んできたが、交通事故のない、安全で安心して生活できるまちづくりの実現に向け、交通安全施策をこれまで以上に積極的に推進するため、国及び県の第11次交通安全計画を踏まえ、「第11次南相馬市交通安全計画（以下「計画」という。）」を策定するもの。

◎計画の策定経過

- ①南相馬警察署、南相馬地区交通安全協会、南相馬消防署、相双地方振興局等8団体への確認作業を実施した。
- ②庁内関係課（企画課、危機管理課、こども育成課、土木課、学校教育課）への確認作業を実施した。

第1章 南相馬市交通安全計画

◎計画策定の目的（P1）

人命尊重の理念のもと、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的な施策を推進し、市民の安全確保を図ることを目的とする。

◎計画の位置付け（P1）

交通安全対策基本法第26条に基づく、総合的な交通安全対策を推進するための計画。

計画を着実に推進することにより、SDGsの目標達成（「目標3 すべての人に健康と福祉を」「目標11 住み続けられるまちづくりを」）に貢献するもの。



◎計画期間（P2）

令和3年度から令和7年度までの5年間。

国及び県の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっている。交通安全対策基本法では、県の交通安全計画に基づき、交通安全計画を作成するよう努めるものとして定められていることから、国及び県の計画期間と合わせ、計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標とする5か年計画とする。

◎計画の基本理念（P2～3）

計画の目的達成に向けて、4つの基本理念を掲げ、計画的な施策を推進していきます。

1 交通事故のない社会をめざして

「人優先」の交通安全思想を基本とし、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保するとともに、高齢化社会の進展や社会情勢の変化を踏まえ、また、地震や津波等の自然災

害に対する防災の観点にも配慮しながら交通安全の施策を展開する。

2 市民参加の推進

互いに支え合う地域社会を目指し、市民が「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識の下、市民の自主的な参加・協働型の交通安全活動を推進する。

3 関係機関や団体の相互の連携・協力の推進

警察署をはじめとする関係機関や南相馬市交通対策協議会等の関係団体と市が、情報を共有し、相互理解、連携を図りながら協力できるネットワークの形成を推進する。

4 効果的・効率的な対策の推進

市民総ぐるみの交通安全活動を推進するため、「交通安全スローガン」を掲げ、市民や関係機関・団体等が一体となって、地域の実情に応じた活動を進める。

第2章 道路交通の安全

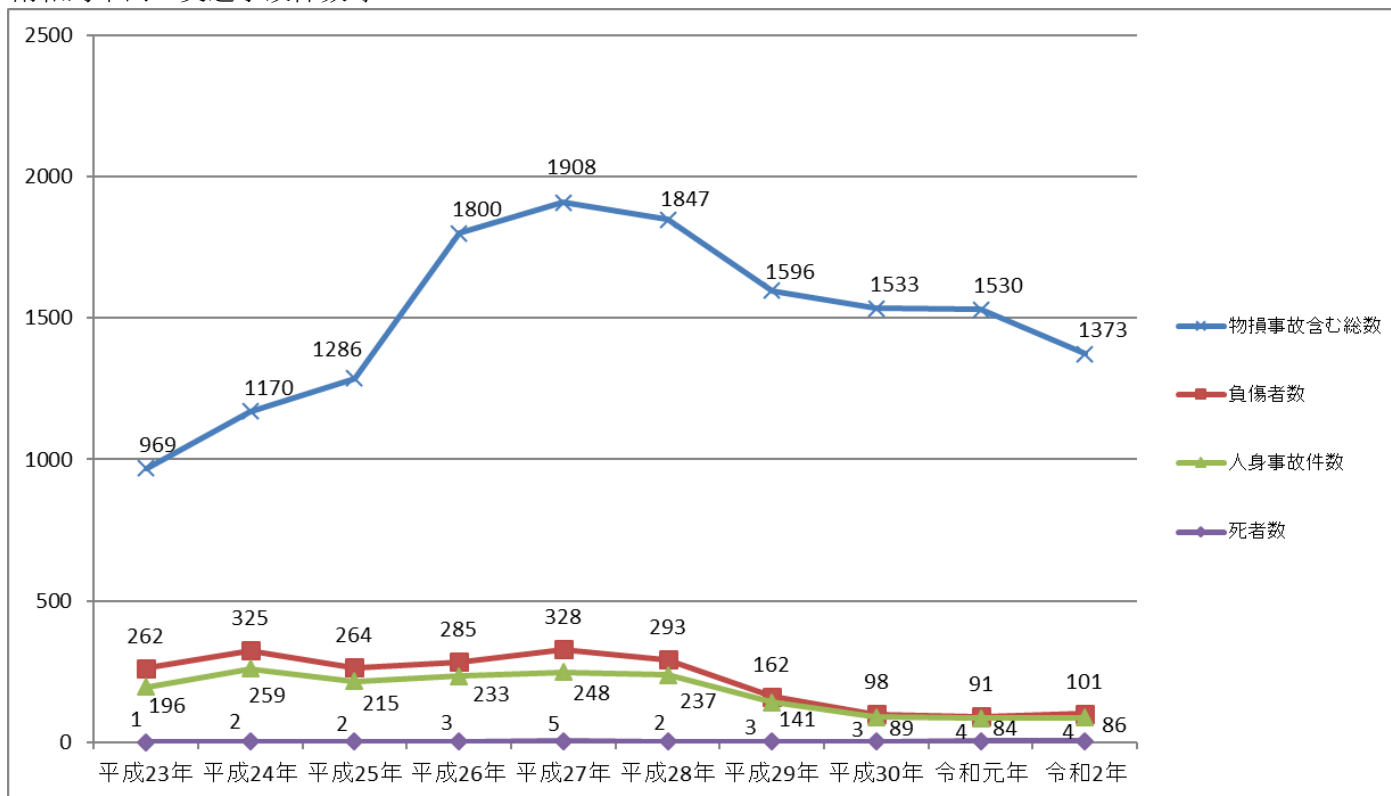
■道路交通安全についての目標

◎道路交通事故の現状 (P4~5)

◇本市の交通事故件数

平成30年	人身事故件数	89件、	物損事故含む総数	1,533件、	負傷者数	98人
令和元年	人身事故件数	84件、	物損事故含む総数	1,530件、	負傷者数	91人
令和2年	人身事故件数	86件、	物損事故含む総数	1,373件、	負傷者数	101人

南相馬市内の交通事故件数等



出典：「令和2年版交通白書」（福島県、福島県警察本部）南相馬警察署による。

◇高齢者の交通事故等の状況（P5）

南相馬市内の交通事故件数等のうち 65 歳以上の高齢者の割合（※参考：東日本大震災前の3年分を記載）（単位：件、人、%）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人身事故件数	323	344	360	196	259	215	233	248	237	141	89	84	86
うち高齢者の人身事故件数	67	61	76	43	63	39	53	59	69	44	30	23	25
%	20.7	17.7	21.1	21.9	24.3	18.1	22.7	23.8	29.1	31.2	33.7	27.4	29.1
負傷者数	395	423	443	262	325	264	285	328	293	162	98	91	101
うち高齢者の負傷者数	82	70	90	52	84	44	57	82	80	48	34	25	33
%	20.8	16.5	20.3	19.8	25.8	16.7	20.0	25.0	27.3	29.6	34.7	27.5	32.7

高齢者が関わる交通人身事故件数の割合は10～20%台で推移していたが、平成29年に30%台となり、平成30年には33.7%に増加した。

◆目標（P6）

- ・年間の交通事故死者数をゼロとする。
- ・年間の人身事故件数を計画期間末までに65件以下とする。

※65件の根拠

平成30年から令和元年にかけての減少率5.6%を維持することを目標に、下表のとおり目標値を設定。

計画	年	人身事故件数	備考
第10次計画	H30	89件	—
	R1	84件	対前年減少率5.6%
	R2	86件	—
第11次計画	R3	81.2件	86件－5.6%
	R4	76.7件	81.2件－5.6%
	R5	72.4件	76.7件－5.6%
	R6	68.3件	72.4件－5.6%
	R7	65件	68.3件－5.6%(小数点以下切り上げ)

■目標達成のために講じようとする施策

I 対策の重点 (P7～10)

1 高齢者及び子どもの交通事故防止

(1) 高齢者の交通事故防止

高齢者の事故において、夜間歩行中及び自動車での事故が多くなっていることから、明るい色の服装や反射材用品の着用を呼びかけるとともに、今後、高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が当事者となる交通事故の減少や重大事故発生抑止を図るため、高齢運転者に対する交通安全教育等を行うことと併せ、自動車の安全運転支援装置の設置促進や運転免許証自主返納支援の事業を行うなど交通安全対策を講じる。

(2) 子どもの交通事故防止

子どもを交通事故から守るためには、家庭や学校、地域等が連携して対策をとる必要があり、また、学校等での交通安全教室の実施や通学路等における歩道等の整備を推進する。

2 自転車の安全利用

自転車運転者について、交通安全教育の充実と安全利用の普及促進を図る。

自転車運転者講習制度、福島県自転車安全利用五則

3 シートベルトの着用の徹底

全席シートベルト着用率100%を目指す。

4 交通安全意識の向上

これまで以上に交通安全対策に関心をもってもらうため、交通安全教育活動や広報啓発活動を一層充実させる。

5 復旧・復興事業関連の交通事故防止

「南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会」を通し事業者の交通安全・交通事故防止を図る。

II 分野別の施策 (P11～21)

1 交通安全思想の普及徹底

幼児から高齢者、また、障がい者への段階的かつ体系的な交通安全教育、広報、普及啓発活動を推進する。

2 道路交通環境の整備

人優先の安全・安心な歩行空間の整備、幹線道路の整備、災害に備えた道路交通環境の整備等を働きかけるとともに、関係機関と連携し推進する。

3 道路交通秩序の維持

交通事故抑止のため、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反等の指導取締りを推進する。

4 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救助・救急活動、ヘリコプターによる救急業務等を推進する。

5 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等の支援事業を推進するとともに、関係機関や団体と連携を図り相談業務等を推進する。

第3章 踏切道における交通の安全

■踏切道についての目標

◆目標（P23）

- ・踏切事故件数ゼロとする。

◎踏切事故の現状（P23）

県内では、踏切事故死者数は平成27年からの3年間は0人、平成30年に1人、令和元年に2人と増加している。

（踏切事故は毎年3件前後発生）

■目標達成のために講じようとする施策

1 踏切道の構造の改良の促進

踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良を目指す。

2 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

違反行為の取締りや踏切の通過方法等の教育など、踏切事故防止キャンペーンを推進する。